



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月4日金曜日 第624号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 自衛官候補生の採用試験……………（行政経営課）… 535
- 知事指定薬物の指定……………（薬務衛生課）… 535
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 536
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（ ）… 536
- 落札者等の告示……………（河川課）… 536
- 都市計画事業の認可……………（都市整備課）… 536
- 道路の供用開始（一般国道319号）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 537
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 537
- 道路の区域変更（県道依津三瓶線）……………（南予地方局西予土木事務所）… 537
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 537

公 告

- パソコンネットワーク学習システムの借入れ……………（教育総務課施設厚生室）… 537

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第658号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 （WEB試験） 令和7年7月27日（日）0時から 令和7年7月30日（水）24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和7年8月3日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第659号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 1-（ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル）-2-（シクロヘキシルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類

【通称名】Cypu tylone、N-Cyclohexylmethyle tylone

- (2) 2-〔2-〔（4-エトキシフェニル）メチル〕-5-ニト

ロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】N-Desethyl etonitazene

- (3) (8R)-6-アリル-N,N-ジエチル-1-（チオフェン-2-カルボニル）-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1T-AL-LAD

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和7年7月5日

○愛媛県告示第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
今治市馬越町複合商業施設	今治市馬越町四丁目甲38番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博 東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博 東京センチュリー株式会社 代表取締役 藤原 弘治	令和7年 4月1日	令和7年 6月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
今治市馬越町複合商業施設	今治市馬越町四丁目甲38番1 外	令和7年6月20日

○愛媛県告示第662号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
アラームメールシステム改修業務の委託一式	愛媛県土木部河川港湾局河川課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年6月16日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁目2番地7	54,230,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称

松山市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業
3・3・9号 千舟町空港線
- 3 事業施行期間
令和7年7月4日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

愛媛県松山市千舟町八丁目及び南江戸一丁目地内

なし

(2) 使用の部分

○愛媛県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山749番から 同町上山756番7まで	令和7年7月4日

○愛媛県告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年7月4日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
7中局建（開）第14号 令和7年6月25日	東温市南野田字天神460番5	松山市北井門2丁目29番21号 サンファミリアⅡ201号 一柳桂子

○愛媛県告示第666号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の 員幅	延長	備考
県道	俵津三瓶線	西予市宇和町山田4235番地先から 同町山田4233－1番地先まで	旧	メートル 3.0～7.1	キロメートル 0.140	
		西予市宇和町山田4235番地先から 同町山田4233－1番地先まで	新	4.9～20.8	0.140	

○愛媛県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	俵津三瓶線	西予市宇和町山田4235番地先から 同町山田4233－1番地先まで	令和7年7月4日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月4日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
パソコンネットワーク学習システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量

パソコンネットワーク学習システム一式（サーバー8台、パーソナルコンピュータ329台、プリンタ37台、プロジェクタ8台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証
 - ・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室施設グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）907-5520

(2) 入札書の受領期限

令和7年8月12日（火）午前8時30分から同年8月19日（火）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、8月18日（月）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年7月18日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年8月19日（火）午前10時00分

愛媛県庁第1別館10階教育委員会会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年7月31日（木）午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school LAN (Local Area Network), 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 19 August 2025
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 18 August 2025)
- (3) For further information, please contact: Facility Section, Office of Facility and Welfare, Education and General Affairs Division, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-907-5520